

100 浦和実業学園中学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の精神に基づいて、小学校における教育の上に中等普通教育を施し、深い知性とおおらかな徳性を備え、かつ勤労と責任を重んじる国家及び社会の有為な形成者の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は浦和実業学園中学校という。

(位置)

第3条 本校の位置はさいたま市南区文蔵三丁目9番1号とする。

第2章 学級編成及び収容人員

(学級編成及び収容人員)

第4条 本校は男女共学とし、学級編成及び収容定員は次のとおりとする。

学 年	学 級	収容定員
第1学年	3学級	120名
第2学年	3学級	120名
第3学年	3学級	120名
計	9学級	360名

第3章 修業年限・学年・学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期	4月1日から	8月31日まで
第2学期	9月1日から	12月31日まで
第3学期	翌年1月1日から	3月31日まで

(休業日・臨時授業日及び臨時休業日)

第 8 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 県民の日（昭和 46 年埼玉県条例第 58 号） 11 月 14 日
- (4) 創立記念日 5 月 1 日
- (5) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (6) 冬季休業日 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- (7) 春季休業日 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常・変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 4 章 入学・転学・退学及び休学

(入学資格)

第 9 条 第 1 学年に入学することのできる者は、小学校を卒業した者又はこれに準ずる学校を卒業した者とする。

(転入学及び編入学資格)

第 10 条 各学年に転入学できる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められた者とする。

2 各学年に編入学できる者は、相当学年に達し、各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

3 転入学又は編入学の志望者に対しては、欠員のある場合選考を行い、入学を許可することがある。

(出願手続)

第 11 条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書、その他必要書類に入学選抜料を添えて願出しなければならない。

(入学許可)

第 12 条 本校への入学は、校長がこれを許可する。

(入学手続)

第 13 条 入学者の選抜に合格した者は、本校所定の誓約書及びその他の書類に入学料を添えて、所定の期日までに入学手続をとらなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すこと

がある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(欠席及び休学)

第17条 欠席するときは、保証人、副保証人又は保護者においてその都度届け出なければならない。

2 病気で1週間以上欠席する者は、診断書を添えて保証人より届け出るものとする。

3 やむを得ない事由で3ヶ月以上登校の見込みがなく、休学を希望する者は、保証人からその事由を証する書類を添え、休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 休学中の者が復学するときは、保証人から復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業の認定

(教育課程)

第19条 本校の教育課程は、別表に定める教科、特別活動及び総合的学習並びに文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領により編成する。

(学習評価)

第20条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価して、これを学年末に認定する。

(卒業)

第21条 前条により生徒が本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

第6章 保証人

(保証人)

第22条 保証人は親権者又は後見人であることを要する。但し、生徒が自宅より通学しえない者は、副保証人を定めなければならない。この場合、あらかじめ校長の許可を必要とする。

2 保証人又は副保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、つねに学校の教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変動)

第23条 保証人又は副保証人に変更のある場合には、すみやかに届け出なければならない。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第24条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教頭 1名以上
- (4) 教諭 9名以上
- (5) 養護教諭 1名以上
- (6) 司書教諭 1名以上
- (7) 事務職員 1名以上
- (8) 学校医 3名以上

2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。

第8章 授業料、入学金及び入学選抜料等

(授業料、入学金及び入学選抜料等)

第25条 本校の授業料、入学金、入学選抜料等は次のとおりとする。

- (1) 入学金 230,000円
- (2) 施設設備費 120,000円
- (3) 授業料(月額) 26,000円
- (4) 実験実習費(月額) 2,000円
- (5) 整備費(月額) 4,000円
- (6) 特別教育費(月額) 500円

(7) 維持費(年額)	32,500円
(8) 図書及び図書館維持費(年額)	2,700円
(9) 保健医療費(年額)	3,200円
(10) 教育連絡費(年額)	1,500円
(11) 冷暖房費(年額)	6,200円
(12) 入学選抜料	20,000円

ただし、同一受験者が複数回受験を申請する場合は25,000円とする。

また、出願時に複数回受験を同時申請しなかった者が、再度出願する場合は追加受験料を5,000円とする。

(納入及び納入の特例)

第26条 生徒が在籍する間は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した時は、前項の規定にかかわらず、その始期の属する翌月から授業料を免除することがある。

(滞納)

第27条 正当な理由なくして授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない時は、出席停止を命ずることがある。

(納入金の不還付)

第28条 第25条に掲げるすでに納入した納付金は、理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

第9章 賞罰その他

(褒賞)

第29条 日常生活及び学業成績優秀で、共同生活に優れた者又は善行のあった者は校長がこれを褒賞することができる。

2 就学中勤勉で出席状況の良好な生徒は、前項に準ずることができる。

(出席停止)

第30条 次に掲げる行為を繰り返し行う等によって、他の生徒の教育を妨げがあると認める生徒があるときは、その保証人に対して、生徒の出席停止を命ずることができる。

- (1) 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為。
- (2) 施設又は設備を破壊する行為。

(懲戒)

第31条 本校の諸規則を守らず、生徒の本分に反する等の行為のあった者に対しては、退学・訓告の処分を行うことがある。

2 退学は次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣悪で成績向上の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日に制定施行する。
- 2 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 生徒定員については、第4条の規定にかかわらず、平成21年度から平成22年度の
間、次の表のとおりとする。

	21年度		22年度	
	学 級	収容定員	学 級	収容定員
第1学年	3学級	120名	3学級	120名
第2学年	2学級	80名	3学級	120名
第3学年	2学級	80名	2学級	80名
計	7学級	280名	8学級	320名

- 5 この学則は、平成25年9月28日から施行する。
- 6 この学則は、平成29年10月11日から施行する。
- 7 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この学則は、令和4年4月1日から施行する。